

牟田事務所 許可可通信

<http://doricome21.la.cocacn.jp/assurance.html>

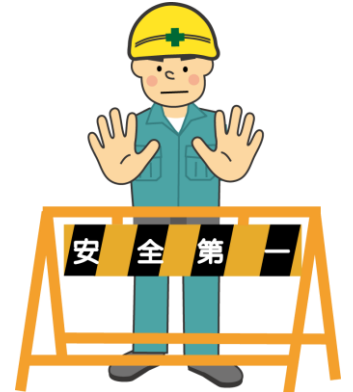
2017.11

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 技術者制度

建設業にはいろいろな資格があります

- ① 1級建築士、各種施工管理技士、各種技能士、電気工事士、
- ② 玉掛、土止支保工、型枠支保工の組立て等作業主任者、足場の組立作業主任者、
- ③ 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者



①は建設施工技術、②は事故防止のための資格、③は事故防止の管理者…でしょうか
たくさんある資格の中から①について勉強しました。

専任技術者・配置技術者(主任技術者・監理技術者) 現場への専任

【専任技術者】営業所で見積りや請負契約に関して、技術的な部分のやりとりをしたりします。専任の名の通り、現場が営業所と近いなど一定の場合を除いて、営業所に常駐している必要があります。原則現場で業務は行いませんね。

【配置技術者】施工現場での施工管理を行います。建設業許可を受けた業種は全て、元請け下請け問わず、請負金額にもかかわらず請負った工事について、現場に技術者を配置しなければなりませんね。この配置技術者は、専任技術者になれるだけの資格や経験が必要とされます。建設業法では主任技術者といいます。

また、元請工事(直接発注者から請負った工事)で規模が大きくなると、配置する技術者は、監理技術者として一定水準以上の知識(資格)や経験がなければなりません。

【現場の専任】個人住宅を除く建設工事で、1件の請負金額が消費税込みの3,500万円以上、建築一式工事の場合は7,000万円以上である場合は、工事現場ごとに専任でなければなりません。他の工事現場に関する職務はもちろんのこと、営業所にいなくてはならない専任技術者との兼任もできませんね。 **たくさんの技術者が必要**というわけですね。 人の確保・育成…大きな課題です。



技術者と技能労働者の違い

どちらも足りません、退場者続出ですね～

- ・技能労働者は、建設工事の直接的な作業を行い、技能を有する労働者
- ・技術者とは、施工管理を行う者であり、直接的な作業は基本的には行わない

★運送業★～標準約款改正！手続きはお済みですか？～

平成 29 年 11 月 4 日 標準貨物自動車運送約款が改正になります！もちろん、改正後の標準約款を使用しなくても構いませんが、今使用中のものは 11/4 以降標準約款ではなくなります。現在のものを使用する場合、事前に認可申請を行う必要があります。手続きはお済みですか？

説明会に参加された方もそうでない方も今一度改正部分と、手続き方法についてご確認ください。



【改正点】

- ① 運送状の記載事項として、「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定(8条4)
- ② 料金として積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」(33条の2)とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」(33条の3)と規定
- ③ 附帯業務の内容として「横持ち」(60条)等を明確化

【新しい標準約款へ変更の場合】…11月4日以降(30日以内)に届出をします。新料金体制運賃・料金表と、運賃料金設定届出が必要です。

【現在の約款を引き続き使用の場合】…11月4日までに認可を受ける必要があります。認可までの標準処理期間は1か月です。まだ認可申請を行っていない事業所様は急ぎましょう！また、現在の約款を引き続き行う際、11/4以降は掲示してある約款の「標準」「運輸省告示第575号」などの記載を削除し、「貨物自動車運送約款 平成29年〇月〇日認可」と記載する必要があります。

どちらにするのか、またどこからどこまで変えるのか慎重にかつ迅速にご検討いただく必要があります。

運賃料金変更届出または約款の認可申請のいずれも行っていない場合、法律違反となりますのでご注意ください！



届出先は、愛知運輸支局経由で中部運輸局宛です。従たる営業所については提出・認可申請等は不要です。ご心配な方は、恒川、美幸までご連絡下さい。

10月 集中監査が実施されました

- (1) 長期間監査を実施していない等、監査が必要な事業者
- (2) 公安委員会、労働基準監督署から通報があった事業者
- (3) 地方適正化事業実施機関等による巡回指導結果報告により、法令違反の疑いがある事業者…

ということで、愛知運輸支局監査担当はもちろん、労働基準監督官と合同でも実施したようです。長時間労働抑制と云いつつ、ドライバー不足のなかでどのような結果が出るのか気がかりです。

★産業廃棄物★

～ 11月は産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間～

毎年6月と11月を産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間と定め、処理業者及び排出事業者への立入検査やパトロールを行っています。

今年6月は食品廃棄物の不適正処理事案の再発防止対策のひとつとして、食品廃棄物の排出事業者に対する立入検査を重点的に行うなど、立入検査や不法投棄パトロール等を501件行い、判明した不適正な事案42件に対し、文書による指導がありました。

	立入件数	指導等件数					
		行政処分	行政指導計				
		改善命令	改善勧告	指示書	指導票	計	
排出事業者	101(53)	0	1	3	13	17	
うち食品廃棄物の排出事業者	46(4)	0	0	2	5	8	
処理業者	収集運搬業者	72(81)	0	0	0	2	2
	中間処理業者	119(141)	0	0	1	7	8
	最終処分業者	14(21)	0	0	0	0	0
保管場所・不法投棄・野焼きパトロール等	195(300)	0	3	3	7	15	
合計	501(596)	0	4	4	29	42	

()は前年6月の実績

一見、立入指導が増えたようにも見えますが、合計件数は昨年よりも少ないのです。

排出事業者への立入を強化した分、処理業者への立入やパトロールの件数が少なくなったようです。

行政指導の内容を見ると、やはり保管基準の遵守指導が No.1！！次いで委託契約書や manifests の管理状況、不法投棄や不適正保管の撤去指導があります。

積み替え保管や中間処理を行っている事業者さん、今一度レイアウトを確認してください。保管場所の変更は届出が必要です。変更をお考えの際は牟田事務所へご連絡ください。

うちは産廃業じゃないから・・・と思っている排出事業者の方！！

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。manifest は適正に発行していますか？委託先の許可内容の確認、処理施設の現地確認はしていますか？許可を持っているから大丈夫と安心してると大変なことになるかも・・・。

ご不明な点は、いつでもご連絡ください。



スペアタイヤ固定状況 確認しましたか？

10/18 中国自動車で落ちていたタイヤにトレーラーが乗り上げ、路肩に避難していた母娘をはね死亡させました。路肩のガードレールの外に避難していたのに…です。タイヤが落ちていなかったら、こんな惨事にはならなかったはず…。タイヤを落としたと見られるトラック所有の運送会社の営業所を自動車運転死傷処罰法違反(過失運転致死)で捜査しています。

皆さんは、スペアタイヤの固定状況を確認しましたか。すぐにしましょう。3か月点検の点検項目ではありません。しかし…今すぐに確認しましょう。確認したら、いつ、だれが確認したのかも記録しましょう。スペアタイヤは、車両の下にチェーンで巻き上げて固定する仕組みになっています。そのチェーンの巻き上げが緩かったり、また錆びていたりすると落下する可能性があるようです。明日は我が身…ですね。



番外編 ★建設産業フェア報告

10/18(水)吹上ホールにて、建設技術フェアに行ってきました。

日建連加盟の67社が展示場にて企業メッセージや商品や実演などの展示を行っており、建設業者だけでなく、学生や学術関係者などの多くの人で大変な賑わいでした。

ダイワテック様のソーラーシステムハウスを見学し、電気が使え、トイレがついて、工事現場や災害時やその他の様々な環境でとても便利に利用できる商品だな、と実感しました。環境にもやさしく電源を引き入れる必要もなく、これからもっと需要が出てくるだろうと思いました。

登録鳶・土工基幹技能者講習に参加して

10月28日(土)・29日(日) 千種区のIMYホールにて登録鳶・土工基幹技能者講習が開催され、事務局としてお手伝いしてきました。石川県、広島や島根県等からも来ておられました。受講資格は、1級または2級土木施工管理技士・建築施工管理技士、1級鳶技能士に加え実務経験10年以上かつ職長経験8年以上と言いますので、職長の中の職長、スーパー職長が受講する講習会です。講師は、東海建設躯体工業会の会員企業の超スーパー職長が実務も加えながらヒラタイ言葉で務めます。「大事だからね…」って。説明は大変分かりいいんですよ。でも結構「大事だから」とか「大切だからね…」が多かったようにも思います。(^^)

講義の内容は、登録基幹技能者制度の意義と役割、施工や工程の管理、資材や原価の管理、品質と安全管理と続きます。初日は、朝から夕方6時近くまで、お昼休憩は40分、途中休憩はそれぞれ5分間しかありません！残業ですよ。翌日も朝からスタート、お昼休憩は何と25分です。早く終わらないと翌日の仕事に差し障りますからね～。試験は12:45~13:45でした。33名の方が受験されました。

今回の講習は、土曜日の残業、翌日は休日出勤(^)と、誠にお疲れ様でした。全員合格されることをお祈りしています。事務局も勉強になりました。いい機会をありがとうございました。